

塩谷広域行政組合障害者活躍推進計画

令和7年4月

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、塩谷広域行政組合における障害者活躍推進計画を策定します。

機関名	塩谷広域行政組合事務局
任命権者	塩谷広域行政組合管理者
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
当組合における課題	<p>当組合は、職員数が20人程度の小規模な一部事務組合であり、これまでの採用については、障害者に限定した募集・採用は行っていません。</p> <p>また、障害者に限定するか否かを問わず、職員採用自体、近年は2年ごとにしか行ってないことから、まずは、職員の障害者雇用に関する理解を深めていく必要がある。</p> <p>今後、職員の高齢化に伴い中途障害者となる職員が発生する可能性があるが、組織的な体制整備は特段行っていません。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員採用に当たっては、障害者を差別することなく、能力本位の選考を行う。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none">○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○ 新規採用職員が障害者であった場合及び職員が中途障害者となった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設置し、職員に周知する。○ 障害者職業生活相談員の選任義務（5人以上の障害者を雇用）

	<p>が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。</p>
<p>2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
<p>3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 採用及び募集を行うこととなった場合は、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
<p>4. その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の拡大を推進する。</p>